

外国人技能実習制度に係る職業紹介について

～ 受入れ団体の皆様へ～

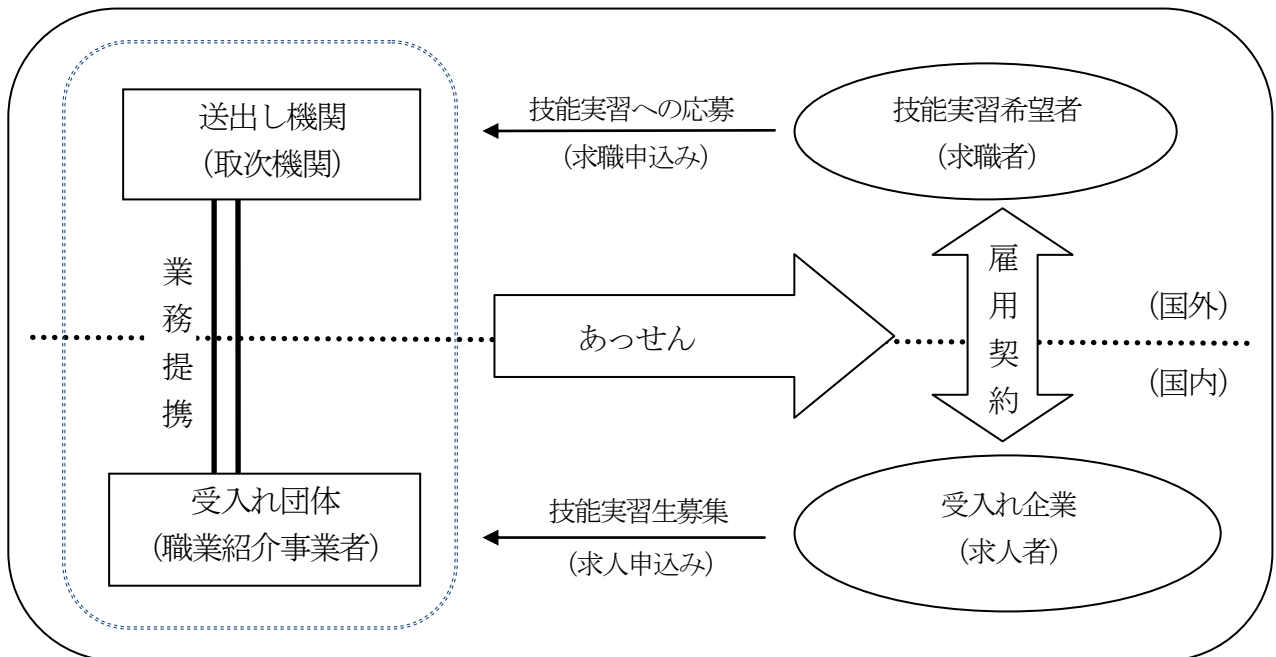
厚生労働省・都道府県労働局

はじめに

「出入国管理及び難民認定法」（以下、「入管法」という。）の改正により、平成22年7月以降に受け入れる外国人技能実習生については、受入れ企業（法務省令では実習実施機関）と雇用契約を結んで技能実習を行わなければならなくなりました。

この結果、従来、受入れ団体（法務省令では監理団体）が送出し機関と提携して行っている技能実習生の受け入れは、原則として、職業紹介行為に該当することとなり、職業安定法に基づく職業紹介事業の許可又は届出が必要になります。

〈受入れ概念図〉



職業紹介事業とは

「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいいます。（職業安定法第4条第1項）

職業紹介事業には「無料職業紹介事業（許可制又は届出制）」及び「有料職業紹介事業（許可制）」があります。

「無料職業紹介事業」においては、職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいいます。（職業安定法第4条第2項）

また、「有料職業紹介事業」では、建設業務及び港湾運送業務にかかる職業紹介を行う事が出来ません。

監理費と職業紹介手数料について

受入れ団体が無料職業紹介事業を行う場合、名目の如何を問わず、実費を含めた一切の手料は徴収出来ないこととなっています。

また、技能実習生の受け入れを行っている「会員」の「会費」が他の「会員」の「会費」と比べて高くなっている場合は、手数料を徴収しているものと解されることがありますので、留意してください。

なお、職業紹介に要する費用として、代表的なものは、職業紹介事業に従事する監理団体の職員及び役員の報酬、技能実習生の選抜に係る監理団体職員の送出国への渡航費、送出国が行う職業紹介事業に対する費用、送出国における採用面接に係る会場費等の費用などがあります。

※ 職業紹介に係る費用と技能実習生の監理にかかる費用については、明確に区分して事業を行う必要があります。

国外にわたる職業紹介について

技能実習生の受入れのように国外から求職者を受け入れる場合については、以下の要件が必要となります。

- (1) 国外の取次機関である送出国機関は、提携先として許可を受けた又は届け出たものであること。
- (2) 申請書に記載、又は届け出た国を相手先国として職業紹介を行うものであること。
- (3) 入管法等関係法令及び相手先国の法令を遵守して行うものであること。（提携して職業紹介を行う送出国機関についても、相手国の法令等に従い許可等を受けていることが必要です。）
- (4) 求職者に対して渡航費用その他費用を貸し付け、又は求人者がそれらの費用を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行うものでないこと。

職業紹介責任者について

職業紹介事業を行う事業所ごとに専属の職業紹介責任者をおく必要があります。職業紹介責任者はその事業者が雇用する労働者（法人の場合は役員でも可）でなくてはなりません。

また、職業紹介責任者は、労働関係法令に関する知識及び職業紹介事業に関する経験を有する者であり、職業紹介責任者講習を受講し、成年に達した後3年以上の職業経験が必要となっています。

職業紹介責任者講習の受講については、次の講習実施機関を参照して下さい。

(講習実施機関)

「社団法人全国民営職業紹介事業協会（民紹協）」

<http://www.minshokyo.or.jp/>

「社団法人日本人材紹介事業協会（人材協）」

<http://www.jesra.or.jp/>

適正な事業運営について

(1) 代表者及び役員

代表者及び役員が職業安定法32条に定める欠格事由^{注1)}に該当しないこと、また、国外にわたる職業紹介を行うに必要な能力^{注2)}を有する者であることが必要です。

注1) 職業安定法32条の欠格事由(抄)

- ・受入れ団体の役員が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない場合
- ・受入れ団体の役員が、職業紹介事業の許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して5年を経過しない場合等があります。

注2) 国外にわたる職業紹介を行う必要な能力とは、送出し国の送出しに関する実情、法的な規制について把握していること、求人者、求職者との確かな意思の疎通を図るに足る能力を有することとされています。

(2) 求職者等の個人情報の取扱い

求職者等の個人情報の保護を図るため、個人情報の管理体制を確立し、「個人情報適正管理規程」を定める必要があります。

(3) 業務の運営に関する規程

適正な事業運営を実施するため「業務の運営に関する規程」を定める必要があります。

(4) 帳簿の備付け

職業紹介事業を行うにあたり、求人及び求職管理簿を備え付ける必要があります。また、有料職業紹介事業を行う場合は、手数料管理簿を備え付ける必要があります。

(5) 労働条件等の明示

技能実習を希望する外国人に対して、送出し機関を通じて、技能実習の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければなりません。

(6) 労働争議に対する不介入

受入れ団体は、労働争議に対する職業紹介事業者としての中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている受入れ企業に対して、職業紹介を行うことはできません。

(7) 申請書類等の提出

職業紹介事業における申請書類の提出は、申請者の所在地を管轄する都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出しなければなりません。また、許可申請の場合は、事業開始時期のおおむね2ヶ月前までには行う必要があります。

許可・届出の申請を行う場合には、管轄都道府県労働局にご相談ください。

無料職業紹介事業の届出について

特別の法人として無料職業紹介事業の届出をする際には、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 職業安定法に定める特別の法人であること
- (2) 当該法人の構成員の数が10以上であること
- (3) 当該法人の構成員等を求人者として職業紹介事業を行う法人であること

○ 届出要件の具体的内容

(1) 職業安定法に定める特別の法人

具体的には以下に掲げるものであって、構成員の数が10以上のものが該当します。

- ・ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定により設立された農業協同組合
- ・ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の規定により設立された漁業協同組合又は水産加工業協同組合
- ・ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定により設立された事業協同組合又は中小企業団体中央会
- ・ 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定により設立された商工会議所
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定により設立された商工組合
- ・ 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定により設立された商工会
- ・ その他これらに準ずる者として、厚生労働大臣が定める者
なお、「厚生労働大臣が定める者」については、
- ・ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定により設立された農業協同組合連合会
- ・ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の規定により設立された漁業協同組合連合会又は水産加工業共同組合連合会
- ・ 中小企業協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定により設立された事業協同組合連合会
- ・ 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定により設立された日本商工会議所
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定により設立された商工組合連合会
- ・ 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定により設立された商工会連合会

(2) 対象となる求人者及び求職者

特別の法人は、当該法人の直接若しくは間接の構成員を求人者とし、又は当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者を求職者として無料職業紹介事業を行う場合は、厚生労働大臣に届け出て行うことができます。しかし、求人・求職者を限定せずに広く一般に無料職業紹介事業を行う場合は、厚生労働大臣の許可が必要となります。

(3) 事業所要件

特別の法人の行う無料職業紹介事業については、事業所について許可基準はありませんが、求人者等の個人的な秘密を保持し得るものであり、無料職業紹介事業を行う事業所であることが明確となるよう、また、職業安定機関その他の公的機関と誤認を生ずるもので無いよう事業所の名称を定める等の必要があります。

無料職業紹介事業の許可について

無料職業紹介事業の許可の申請を行うには、次の許可要件に合致している必要があります。

(1) 財産的基礎要件

基準資産として無料職業紹介事業を行おうとする事業所ごとに500万円以上が必要です。

※ 基準資産とは、資産（繰延資産及び営業権を除く）の総額から負債の総額を控除した額です。

また、事業資金として自己名義の現金・預貯金の額が150万円に申請者が無料職業紹介事業を行おうとする事業所の数から1を減じた数に60万円を乗じた額を加えて得た額以上となる必要があります。

(2) 事業所要件

事業所の場所が適切であること、職業紹介の事業に使用する事業所の面積が20㎡以上あること、求人者等の個人的な秘密を保持し得るものであること等が必要です。

また、事業所名が適切である必要があり、「無料職業紹介」の文字を入れる必要があります。

有料職業紹介の許可について

有料職業紹介事業の許可の申請を行うには、次の許可要件に合致している必要があります。

(1) 財産的基礎要件

基準資産として有料職業紹介事業を行おうとする事業所ごとに500万円以上が必要です。

※ 基準資産とは、資産（繰延資産及び営業権を除く）の総額から負債の総額を控除した額です。

また、事業資金として自己名義の現金・預貯金の額が150万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数から1を減じた数に60万円を乗じた額を加えて得た額以上となる必要があります。

(2) 職業紹介手数料

有料職業紹介事業の手数料については、その額が厚生労働省令で定める手数料表に基づく手数料、又は厚生労働大臣に届け出た手数料表に基づく手数料でなければなりません。このため、後者の場合には、手数料表を届け出る必要があります。

(3) 事業所要件

事業所の場所が適切であること、職業紹介の事業に使用する事業所の面積が20㎡以上あること、求人者等の個人的な秘密を保持し得るものであること等が必要です。

届出及び許可の申請の際の添付書類は、6ページ、7ページを参照下さい。

申請、届出等の添付書類

届出 : 「特別の法人の無料職業紹介事業」届出時における添付書類

無料 : 「無料職業紹介事業」許可申請時における添付書類

有料 : 「有料職業紹介事業」許可申請時における添付書類

事 項	書 類
(1) 事業計画に関する書類 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px 5px; background-color: #e0f0ff;">届出</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px 5px; background-color: #ffe0b0;">無料</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px 5px; background-color: #e0ffe0;">有料</div> </div>	有料又は無料職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る有料、無料又は特別の法人無料職業紹介事業計画書（様式第2号） ①定款又は寄付行為 ②法人の登記事項証明書 ①住民票の写し ②履歴書 ③代表者、役員 of 法定代理人の住民票の写し及び履歴書（代表者、役員が未成年者で職業紹介事業に関し法定代理人の営業の許可を受けていない場合。なお、法定代理人の営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書）。） 職業紹介事業を行う事業所ごとの職業紹介責任者の住民票の写し及び履歴書（職業紹介責任者が役員と同一である場合においては、提出を要しない。） ただし、無料職業紹介事業者が有料職業紹介事業の許可を申請する場合であって無料の職業紹介事業を行っている事業所の職業紹介責任者を、当該申請に係る事業所の職業紹介責任者として引き続き選任するときは、住民票の写し（住所に変更がある場合を除く。）及び履歴書を添付することを要しない。 ①最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書（税務署に提出したもの。） ②職業紹介事業に関する資産の内容及びその権利関係を証明する次の書類 イ 法人の場合 (イ) 最近の事業年度における法人税の納税申告書の写し（税務署の受付印のあるものに限る。法人税法施行規則別表1及び4は、必ず提出すること。） (ロ) 納税証明書（国税通則法施行令第41条第1項第3号ロに係る同施行規則別紙第8号様式（その2）による法人の最近の事業年度における所得金額に関するもの。） (ハ) 最近の事業年度における株主資本等変動計算書
(2) 法人に関する書類 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px 5px; background-color: #e0f0ff;">届出</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px 5px; background-color: #ffe0b0;">無料</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px 5px; background-color: #e0ffe0;">有料</div> </div>	
(3) 代表者、役員に関する書類 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px 5px; background-color: #e0f0ff;">届出</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px 5px; background-color: #ffe0b0;">無料</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px 5px; background-color: #e0ffe0;">有料</div> </div>	
(4) 職業紹介責任者に関する書類 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px 5px; background-color: #e0f0ff;">届出</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px 5px; background-color: #ffe0b0;">無料</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px 5px; background-color: #e0ffe0;">有料</div> </div>	
(5) 資産及び資金に関する書類 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px 5px; background-color: #ffe0b0;">無料</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px 5px; background-color: #e0ffe0;">有料</div> </div>	

<p>(6) 個人情報の適正管理に関する書類 届出 無料 有料</p> <p>(7) 業務の運営に関する書類 届出 無料 有料</p> <p>(8) 事業所施設に関する書類 届出 無料 有料</p> <p>(9) 相手先国に関する書類 届出 無料 有料</p> <p>(10) 送出し（取次）機関に関する書類 届出 無料 有料</p>	<p>ロ 個人の場合</p> <p>(イ) 最近の納税期における所得税の納税申告書の写し（税務署の受付印のあるものに限る。納税申告書第一表。）</p> <p>(ロ) 納税証明書（国税通則法施行令第41条第1項第3号イに係る同施行規則別紙第8号様式(その2)による個人の最近の事業年度における所得金額に関するもの。）</p> <p>(ハ) 預貯金の残高証明書（預貯金を資産とする場合）</p> <p>(ニ) 登記事項証明書（不動産を資産とする場合）</p> <p>(ホ) 公的機関による不動産の評価額証明書の写し（例えば固定資産税の評価額証明書）（不動産を資産とする場合）等</p> <p>③所有している資金の額を証明する預貯金の残高証明書及び貸付金残高証明書</p> <p>職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る個人情報適正管理規程</p> <p>職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る業務の運営に関する規程</p> <p>①職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る建物の登記事項証明書（申請者の所有に係る場合のみ）</p> <p>②職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る建物の賃貸借又は使用貸借契約書（他人の所有に係る場合のみ）</p> <p>※なお、新規に事業を開始する場合であって、申請時に登記事項証明書又は賃貸借契約書等の提出が困難な場合は、許可予定日の30日前までに提出すれば足りること。</p> <p>相手先国の技能実習生の送出しについての関係法令等</p> <p>①送出し（取次）機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類</p> <p>②相手先国において、当該送出し（取次）機関の活動が認められていることを証明する書類及びその日本語訳（相手先国で許可を受けている場合にあつては、その許可証の写し）</p> <p>※ 申請者が個人の場合 「(2)法人に関する書類」については添付を要さない。</p>
---	---

不明な点などがあれば、お近くの都道府県労働局又は厚生労働省職業安定局需給調整事業課にお問い合わせ下さい。（8ページを参照下さい。）

様式や様式例は、厚生労働省のホームページに記載されていますので参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyu/syukai/index.html>

需給調整事業関係業務担当窓口一覧

※最寄りの都道府県労働局にご連絡下さい。

局名	課室名	郵便番号	所在地	代表電話番号
1 北海道	需給調整事業室	060-8566	北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎3F	011-738-1015
2 青森	職業安定課	030-8558	青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7F	017-721-2000
3 岩手	職業安定課	020-8522	岩手県盛岡市中央通2-1-20 ニッセイ同和損保盛岡ビル5F	019-604-3004
4 宮城	需給調整事業室	983-8585	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-292-6071
5 秋田	職業安定課	010-0951	秋田県秋田市山王3-1-7 東カンビル5F	018-883-0007
6 山形	職業安定課	990-8567	山形県山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-626-6109
7 福島	需給調整事業室	960-8031	福島県福島市栄町6-6 NBFユニックスビル6F	024-528-0335
8 茨城	需給調整事業室	310-8511	茨城県水戸市宮町1-8-31	029-224-6239
9 栃木	需給調整事業室	320-0845	栃木県宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎2F	028-610-3555
10 群馬	需給調整事業室	371-8567	群馬県前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル8F	027-210-5105
11 埼玉	需給調整事業室	330-6016	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14F	048-600-6211
12 千葉	需給調整事業室	260-8612	千葉県千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎1階	043-202-5181
13 東京	需給調整事業第一課	108-0022	東京都港区海岸3-9-45	03-3452-1472
14 神奈川	需給調整事業課	231-0015	神奈川県横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル2F	045-650-2810
15 新潟	需給調整事業室	951-8588	新潟県新潟市中央区川岸町1-56	025-234-5930
16 富山	需給調整事業室	930-8509	富山県富山市神通本町1-5-5	076-432-2718
17 石川	需給調整事業室	920-0024	石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5F	076-265-4435
18 福井	職業安定課	910-0019	福井県福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9F	0776-26-8609
19 山梨	職業安定課	400-8577	山梨県甲府市丸の内1-1-11	055-225-2857
20 長野	職業安定課	380-8572	長野県長野市中御所1-22-1	026-226-0865
21 岐阜	職業安定課	500-8842	岐阜県岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル3F	058-263-5546
22 静岡	需給調整事業課	420-8639	静岡県静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054-271-9980
23 愛知	需給調整事業第一課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルディング6F	052-219-5587
24 三重	需給調整事業室	514-0002	三重県津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎	059-226-2165
25 滋賀	職業安定課	520-0051	滋賀県大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3F	077-526-8609
26 京都	需給調整事業課	604-0846	京都府京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3225
27 大阪	需給調整事業第一課	540-0028	大阪府大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル14F	06-4790-6303
28 兵庫	需給調整事業課	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14F	078-367-0831
29 奈良	職業安定課	630-8570	奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0208
30 和歌山	職業安定課	640-8581	和歌山県和歌山市黒田2-3-3	073-488-1160
31 鳥取	職業安定課	680-8522	鳥取県鳥取市富安2-89-9	0857-29-1707
32 島根	職業安定課	690-0841	島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5F	0852-20-7018
33 岡山	需給調整事業室	700-0907	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第二合同庁舎	086-801-5110
34 広島	需給調整事業課	730-0013	広島県広島市中区八丁堀16-11 日本生命広島第二ビル3F	082-511-1066
35 山口	需給調整事業室	753-8510	山口県山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0385
36 徳島	職業安定課	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4F	088-611-5383
37 香川	職業安定課	760-0019	香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎3F	087-811-8922
38 愛媛	職業安定課	790-8538	愛媛県松山若草町4-3 松山若草合同庁舎5F	089-943-5221
39 高知	職業安定課	780-8548	高知県高知市南金田1-39	088-885-6051
40 福岡	需給調整事業課	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館6F	092-434-9711
41 佐賀	職業安定課	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎6F	0952-32-7216
42 長崎	需給調整事業室	850-0033	長崎県長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	095-801-0040
43 熊本	需給調整事業室	860-0805	熊本県熊本市桜町1-20 西嶋三井ビル7F	096-211-1731
44 大分	需給調整事業室	870-0037	大分県大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3F	097-535-2095
45 宮崎	職業安定課	880-0812	宮崎県宮崎市高千穂通2-1-33 明治安田生命宮崎ビル7F	0985-38-8823
46 鹿児島	職業安定課	892-0847	鹿児島県鹿児島市西千石町1-1 西千石第一生命ビル1F	099-219-8711
47 沖縄	職業安定課	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎3F	098-868-1655
職業安定局	需給調整事業課	100-8916	東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	03-5253-1111 内:5746